

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化(延長) (国税4)(法人税:義)、(地方税11)(法人住民税:義、法人事業税:義)	
2	要望の内容	協同組織金融機関の貸倒引当金に係る租税特別措置法第57条の9に規定されている特例制度(割増特例112/100)を恒久化すること。	
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室	
4	評価実施時期	平成26年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	本措置は昭和41年に設置されて以来23回にわたって延長され49年間存続してきた。なお、直近では平成24年度税制改正要望で3年間の延長(平成27年3月31日まで)が認められたところ。	
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。しかし、上記のような顧客は、景気変動の影響を受けやすいため、協同組織金融機関の貸倒リスクも景気変動に大きく左右されることになる。</p> <p>貸倒リスクに柔軟に対応するために、内部留保を充実させる必要があるが、協同組織金融機関は銀行と異なり資金調達手段が限られていることから、本特例措置を利用することで、自己資本を充実させることにより経営の健全化を図り、もって地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしながら、地域密着型金融の担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</p> <p>【根拠】日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>協同組織金融機関は、資本市場からのエクイティ・ファイナンスが可能な株式会社である銀行とは違い、課税後利益の積上げ以外に内部留保を充実させる手段が少ないため、本措置により、自己資本比率を高めることによって、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>協同組織金融機関による中小企業等に対する資金供給の状況</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>銀行に比べて資金調達手段の乏しい協同組織金融機関において、内部留保を安定的に充実させ、自己資本を向上させることができる。その結果、協同</p>

			組織金融機関におけるリスクテイク能力を高め、地域の中小企業等に対する融資の円滑化に資することになり、ひいては地域金融システムの安定化に貢献している。																						
8	有効性等	① 適用数等	<p>○適用法人数(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象法人数</td> <td>445</td> <td>443</td> <td>438</td> <td>437</td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>429</td> <td>426</td> <td>421</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>96.4%</td> <td>96.1%</td> <td>96.1%</td> <td>96.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)金融庁調べ</p>		23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)	対象法人数	445	443	438	437	適用法人数	429	426	421	420	適用割合	96.4%	96.1%	96.1%	96.1%		
			23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)																			
		対象法人数	445	443	438	437																			
適用法人数	429	426	421	420																					
適用割合	96.4%	96.1%	96.1%	96.1%																					
② 減収額	<p>○減収額(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>6,868</td> <td>4,294</td> <td>4,232</td> <td>4,271</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1,215</td> <td>730</td> <td>692</td> <td>799</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1,117</td> <td>828</td> <td>801</td> <td>808</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)金融庁調べ</p>		23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)	法人税	6,868	4,294	4,232	4,271	法人住民税	1,215	730	692	799	法人事業税	1,117	828	801	808				
	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)																					
法人税	6,868	4,294	4,232	4,271																					
法人住民税	1,215	730	692	799																					
法人事業税	1,117	828	801	808																					
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 内部留保の充実による自己資本の向上を通じ、地域金融システムの安定化に貢献している。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状</p> <p><中小企業向け貸出残高></p> <p style="text-align: right;">(単位:兆円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>信用金庫</th> <th>信用組合</th> <th>国内銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年12月</td> <td>42.8</td> <td>9.4</td> <td>177.5</td> </tr> <tr> <td>22年12月</td> <td>42.0</td> <td>9.4</td> <td>173.7</td> </tr> <tr> <td>23年12月</td> <td>41.6</td> <td>9.5</td> <td>171.4</td> </tr> <tr> <td>24年12月</td> <td>41.0</td> <td>9.5</td> <td>170.1</td> </tr> <tr> <td>25年12月</td> <td>41.3</td> <td>9.7</td> <td>173.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)データは「2014年版中小企業白書」による。 (注2)数字は平成26年3月初時点。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 本措置は、協同組織金融機関の内部留保を高めることにより、地域の中小企業に対する融資の円滑化に資し、地域金融システムの安定化に貢献してい</p>		信用金庫	信用組合	国内銀行	21年12月	42.8	9.4	177.5	22年12月	42.0	9.4	173.7	23年12月	41.6	9.5	171.4	24年12月	41.0	9.5	170.1	25年12月	41.3	9.7	173.2
	信用金庫	信用組合	国内銀行																						
21年12月	42.8	9.4	177.5																						
22年12月	42.0	9.4	173.7																						
23年12月	41.6	9.5	171.4																						
24年12月	41.0	9.5	170.1																						
25年12月	41.3	9.7	173.2																						

			<p>る。</p> <p>仮に本措置が認められない場合には、協同組織金融機関の内部留保の充実が不十分なものとなり、リスクテイク能力の低下につながる。そのため、中小企業等への資金供給に支障を及ぼし、地域金融システムの安定化に寄与できなくなるおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>協同組織金融機関の自己資本の充実に寄与し、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じて中長期的に地域経済の活性化を図ることができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ地域金融システムの安定化に貢献するものであるほか、本措置により、協同組織金融機関として必ずしも経済合理性のみでは割り切ることのできない会員(組合員)に対する金融サービスの提供の充実が図られるようになる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業等、景気変動に経営状況が左右されやすい者が主な顧客であるため、協同組織金融機関の貸倒リスクも景気変動に大きく影響を受ける傾向にある。本措置は、資金調達手段の限られる協同組織金融機関が内部留保の充実を図るために有効であり、急激な景気変動への対応に資するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>協同組織金融機関の内部留保を増加することにより、地域の中小企業等に対する資金供給が円滑に行われることになり、ひいては地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化に資することとなる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月